

横浜市企業等誘致推進本部設置要綱

制 定 平成4年5月29日 (経開第15号)

最近改正 平成23年4月28日 (経観誘第63号)

(目的)

第1条 横浜市の経済の活性化、高度化を推進するため、横浜市企業等誘致推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 市内の主要な開発プロジェクトへの企業誘致の基本方針の決定に関すること。
- (2) 本市が主導する開発プロジェクトについての事業主体・誘致企業等の選考等に関すること。
- (3) 企業情報及び開発プロジェクト情報の収集提供に関すること。
- (4) 産業立地促進拠点の設定に関すること。
- (5) 企業誘致促進のための支援策、広報、宣伝等に関すること。
- (6) 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例に規定する企業立地等事業計画の審査に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、経済局担当副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、その他の副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ本部員を指定することができる。
- 6 本部長は、本部を総理し、代表する。
- 7 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に関係者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、経済局誘致推進課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ幹事を指定することができる。
- 6 幹事長及び幹事は、本部の命をうけ、本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 7 幹事会は、本部の所掌事務のうち、軽易なものについて審議・決定等を行うものとする。

(部会)

第6条 本部に次の部会を置く。

- (1) 大規模開発部会
- (2) 再開発部会
- (3) 産業開発事業部会
- (4) 審査部会

2 部会は、第2条第2号に規定する事業主体・誘致企業等の選考等、同条第6号に規定する事業計画の審査及び本部会議から委ねられた事項の審議等を行う。

3 部会の組織及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

別表1 本部員

政策局長
財政局長
環境創造局長
文化観光局長
経済局長
建築局長
都市整備局長
道路局長
港湾局長
区長会議代表

別表2 幹事

政策局	政策課担当課長
	国際政策課長
財政局	財政担当課長
	税制課長
	資産経営課長
環境創造局	政策課長
文化観光局	創造都市推進課担当課長
経済局	誘致推進課長（幹事長）
	経済企画課長
建築局	企画課長
都市整備局	企画課長
	みなとみらい21推進課長
道路局	企画課長
港湾局	企画調整課長
	資産活用課長
区長会議代表区	区政推進課長